

○海上自衛隊以外の自衛隊の隊員に対する給与等の取扱に関する通知

昭和 31 年 4 月 18 日

海幕総厚第 159 号

海上幕僚監部総務部長から自衛艦隊司令・各地方総監・第 1 掃海隊群司令・東京通信隊司令・海上自衛隊各学校長・海上自衛隊各地区病院長あて

海上自衛隊以外の自衛隊の隊員が、海上自衛隊の部隊又は機関に入校、入院又は派遣勤務を命ぜられた場合、当該隊員がその所属元から職員別給与簿、給与通報又は給食依頼書等を携行するか又は所属元からこれら書類の送付を受けた場合は、俸給等の支給に関する依頼があつたものとして俸給支給機関の長又は給食実施機関の長は必要と認める給与等を支給することとされたから通知する。

なお、海上自衛隊の隊員について陸上自衛隊又は航空自衛隊の部隊又は機関に依頼する場合も上記と同様な取扱がされることとなつているから了知されたい。